

★国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!!

日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」はe-Taxで利用できる電子データの送付も行なっています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。（電子送付希望の登録を行うと、書面では郵送されなくなります。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要や電子データの利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

	対象者	送付時期	
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます)	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 11月11日(火)・25日(火)

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

〔予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も電話での予約が必要です。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、浜田年金事務所に問い合わせください。

ねんきんネット▶

